

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
日曜、
休日を
がと、
日と
する)

目次

- ◇条 例 鳥取県税条例の一部を改正する条例
- ◇規 則 鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

条 例

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十四年四月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十四号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例(昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中第十三号を第十四号とし、第八号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 第三百三十五条の四ただし書の規定による課税免除の承認に関する事項

第三十二条第一項第三号中「二十八万円」を「三十万円」に改める。

第三十三条の三中「附則第五項」を「附則第五条第一項」に改める。

第三十三条の五第一項中「第二条第一項第三十六号」を「第二条第一項第三十七号」に改める。

第三十七号」に改める。

第五十八条第一項中「第七十二条の十八第二項」を「第七十二条の十七第二項及び第三項」に改め、同条第二項中「第七十二条の十七第三項、第四項又は第七項」を「第七十二条の十七第六項、第七項又は第十項」に改める。

第五十八条の二第一項中「第二条第一項第三十六号」を「第二条第一項第三十七号」に、「政令で定める場合」を「施行令第三十五条の四に規定する場合」に改める。

第六十一条第二項中「年金福祉事業団その他政令で定めるものから資金の貸付けを受けて政令で定める者に譲渡する住宅を新築する者が、」を「住宅を新築して譲渡する者で施行令で定めるものが」に、「但し」を「ただし」に改める。

第六十八条の十二第一項及び第二項中「附則第七十九項」を「附則第十二条第一項」に改める。

第九十四条の三第一項中「六百円」を「八百円」に改め、同条第二項中「行う」を「行なう」に、「三百円」を「四百円」に改める。

第九十四条の四第一項中「千二百円」を「千六百円」に改め、同条第二項中「施行令で定めるもの」を「施行令第四十二条の二の規定により知事が指定するもの」に改める。

第九十五条を次のように改める。
(料理飲食等消費税の税率)

第九十五条 料理飲食等消費税の税率は、百分の十とする。
 第一百条第三項中「千二百円」を「千六百元」に、「六百元」を「八百円」に改める。

第一百条第一号中「総排気量が一リットル以下のもの 年額六千円」を「総排気量が一リットル以下のもの及び電池を動力源とし、電動機を原動機とするもの(以下「電気自動車」という。) 年額六千円」に、「総排気量が一リットル以下のもの(ロータリー・エンジン付きのものを除く。年額一萬八千円)を「総排気量が一リットル以下のもの(ロータリー・エンジン付きのものを除く。)及び電気自動車 年額一萬八千円」に改め、同条第二号中 「トレーラー(けん引車又は被けん引車をいう。以下同じ。年額一萬二千五百円)」を

「トレーラー(けん引車又は被けん引車をいう。以下同じ。年額一萬二千五百円)に改める。

電気自動車

年額一万円

第三百三十五条の七中「十万円」を「十五万円」に改める。

第三百三十五条の九第二項中「記載した報告書を」の下に「同項各号に定める時又は日までに」を加える。

第三百三十五条の十一中「以下本条において同じ。」を削る。

第三百三十五条の十五を削り、第三百三十五条の十六を第三百三十五条の十五とし、第三百三十五条の十七第一項中「過少申告加算金額」を「不足税額、過少申告加算金額」に改め、同条第二項を削り、同条を第三百三十五条の十六とする。

附則第二十四項を削る。

第三号様式その一から第三号様式その五まで、第十三号様式、第十三号

の二様式、第十四号様式、第十五号の二様式及び第二十三号様式中「30円以下」を「50円以下」に改める。

料理飲食等消費税更正(決定) 加算金決定 通知書

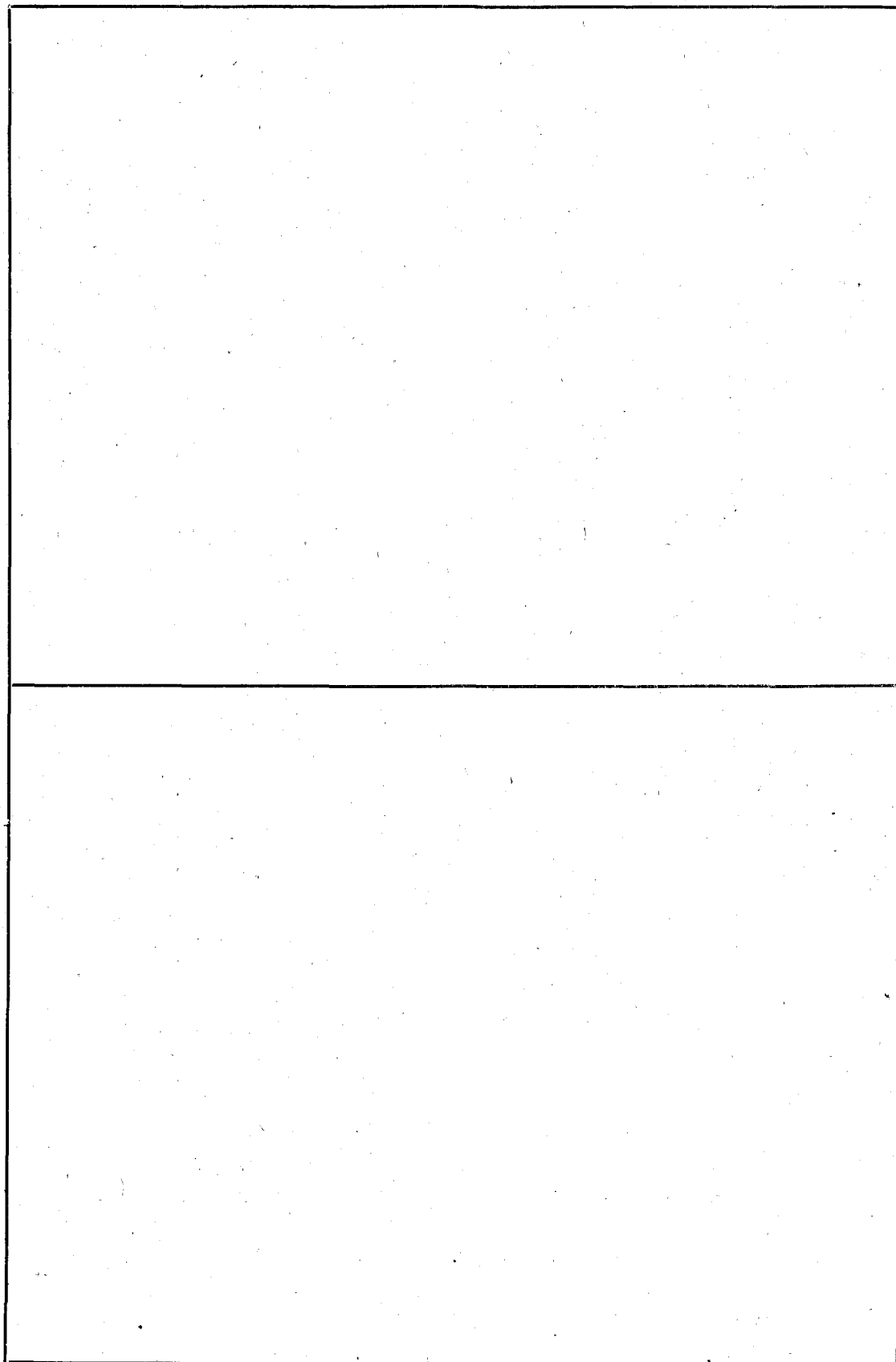
次のとおり更正(決定)したので通知
 しますから、太線部分の額を同封の納付
 書により納付してください。

第二十三号の二様式及び第二十四号様式を次のように改める。

市郡	町村	番地	年 月 日		鳥取県知事 氏	名 回
殿		第	号	年	月	分
		業	種	商	号	
区	分	課税標準等	税	額	等	摘
更正(決定)額		円		円		
既申告(更正決定)額						
差引不足額						
過少申告加算金						
不申告加算金						
重加算金						
延滞金	不足税額については、年 月 日から納付の日までの期間 に応じ税額2,000円以上であるとき(1,000円未満の端数は切り捨てる。)は、当該税額100円につき1日4銭(この通知書による納期限まで の期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間につい ては、1日2銭)の割合で計算した金額					
納付期限	年 月 日					
納付場所	銀行 店又は近くの 銀行 店若しくは郵便局					
更正決定の根拠法令	地方税法第 条 項					

お知らせ

この通知について不服がある場合は、この通知書を受けとつた日の翌日から起算して60日以内に
 行政不服審査法第4条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求は、なるべく
 県税事務所長を経由して提出してください。



第二十四号様式

年 月 分 料 理 飲 食 等 消 費 税 納 入 申 告 書

00280

鳥取県知事 氏		名 殿		経 営 場 所	種 類				特 別 徴 収 義 務 者	登 録 番 号				
納入月日及 び納入場所		年	月		日	所 在 地				住 所				
申告年月日		年	月		日	名 称				氏名又は 名称印				
適用区分		総 計 (ア)		免 税 及 び 控 除 等 の も の (イ)								課 税 標 準 額 ((ア)-(イ))	税 率	税 額
				免 税 点 以 下 の の		基 礎 控 除 の		奉 仕 料 控 除 の		非 課 税 の も の				
利用区分		人 員	料 金	人 員	料 金	人 員	料 金	人 員	料 金	人 員	料 金	(ウ)	(エ)	(オ)
旅館に	宿 泊 料 金	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	円	10	円
おける	追 加 料 理 等 の 料 金												10	
利用行	遊 興 飲 食 そ の 他 の 利 用 行 為 の 料 金												10	
為	宿 泊 者 の 昼 食 料 金												10	
	遊 興 飲 食 そ の 他 の 利 用 行 為 の 料 金												10	
	あ ら か じ め 提 供 品 目 ご と に 料 金 を 支 払 う 飲 食 の 料 金												10	
	計													
公給領	冊番号	番 号	書 換	発 行 枚 数	客 室 数	摘 要					整 理 簿 記 入	• •		
収証の					畳 数						調 定 決 議	• •		
発行状					女 中 数						台 帳 登 載	• •		
況														

第二十五号様式

年 月 分 料 理 飲 食 等 消 費 税 納 付 申 告 書 (条例第93条第3項該当)

00281

鳥取県知事 氏 名 殿		経 営 場 所	種 類	納 税 義 務 者	特別徴収義務者としての登録番号				
納付年月日及び納付場所	年 月 日 銀行 店(局)		所 在 地		住 所				
申告年月日	年 月 日		名 称		氏名又は名称印				
区 分	人員	通常支払うべき総料金 (ア)	非課税、免税の対象となるべき料金及び控除額等の合計額 (イ)	差引課税標準額 (ア) - (イ)	税 率	算 出 税 額 (ウ)	特別徴収した又はすべきであつた税額 (エ)	差 引 納 付 税 額 (ウ) - (エ)	摘 要
旅館に おける 利用行 為	人	円	円	円	10 100	円	円	円	
宿 泊 料 金									
追 加 料 理 等 の 料 金					10 100				
遊 興 飲 食 そ の 他 の 利 用 行 為 の 料 金					10 100				
宿 泊 者 の 昼 食 料 金					10 100				
遊 興 飲 食 そ の 他 の 利 用 行 為 の 料 金					10 100				
あらかじめ提供品ごとに料金を支払う飲食の料金					10 100				
計									

備考 この申告書は、鳥取県税条例第93条第3項の規定によつて旅館等の特別徴収義務者が株主優待券等により割引して遊興飲食等をさせた場合又はその他無料で遊興飲食等をさせた場合において通常支払うべき遊興飲食等の料金と現実に支払われた料金との差額について、当該特別徴収義務者が納付すべき料理飲食等消費税額に係る納付申告書ですから、第24号様式「料理飲食等消費税納入申告書」とあわせて提出してください。

第二十五号様式及び第二十五号の二様式を次のように改める。

第二十五号の二様式

年 月 分 料 理 飲 食 等 消 費 税 納 付 申 告 書 (条例第93条第4項該当)

00282

鳥取県知事 氏	名 殿	経 営 場 所	種 類	納 税 義 務 者	住 所
納入場所	銀行 店(局)		所 在 地		
申告年月日	年 月 日		名 称		
区 分	遊興及び飲食をした人員	課 税 標 準 額	税 率	税 額	
酒 類					
諸 材 料					
燃 料 費					
人 件 費					
電 灯 料					
合 計	人		$\frac{10}{100}$	円	
摘 要					

第三十号の二様式中「30日以内」を「60日以内」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第九十四条の第三項及び第二項、第九十四条の四第一項、第九十五条及び第一百一条第三項並びに第二十三号の二様式、第二十四号様式、第二十五号様式及び第二十五号の二様式の改正規定は、昭和四十四年十月一日から施行する。

(県民税に関する規定の適用)

2 この条例による改正後の鳥取県税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の県民税に関する部分は、昭和四十四年度分の個人の県民税から適用し、昭和四十三年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する規定の適用)

3 新条例第六十一条第二項の規定は、同項に規定する住宅の新築後最初に行なわれる注文者に対する請負人からの譲渡で施行日以後にされるものについて適用し、同日前にされた当該譲渡については、なお従前の例による。

(料理飲食等消費税に関する規定の適用)

4 新条例第九十四条の三第一項及び第二項、第九十四条の四第一項、第九十五条及び第一百一条第三項の規定は、昭和四十四年十月一日以後における遊興、飲食及び宿泊並びにその他の利用行為(新条例第九十二条に規定するその他の利用行為をいう。)に対して課すべき料理飲食等消費税について適用し、同日前におけるこれらの行為に対して課する料理飲食等消費税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する規定の適用)

5 新条例第三十五条の七の規定は、施行日以後の自動車の取得に対する自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対する自動車取得税については、なお従前の例による。

規 則

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十四年四月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二十三号

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県税条例施行規則(昭和三十五年九月鳥取県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

第四号様式から第五号の二様式まで、第六号様式の二、第七号様式、第九号様式から第十一号様式の三まで、第十二号様式の二、第十三号様式の二、第十五号様式、第十五号様式の二及び第十六号様式中「三十四日以内」を「六十日以内」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。